

# 富津市公式 X 運用方針

令和 5 年 10 月 1 日改正  
令和 3 年 3 月 22 日策定

(趣旨)

第 1 条 この方針は、富津市（以下「市」という。）が運用する富津市公式 X（以下「公式 X」という。）に関し、必要な事項を定めるとする。

(運用目的及びサービスの内容)

第 2 条 公式 X では、富津市安全安心メールで配信した内容のうち緊急情報及びその他広報主管課長が必要と認める情報を配信する。

(運用管理者)

第 3 条 公式 X の適切な運用を図るため、公式 X 運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。運用管理者は、広報主管課長を充て、次の各号に掲げる業務の管理を行う。

- (1) 公式 X に不具合などが発生した際の連絡調整に関すること。
- (2) 公式 X のアカウント及び ID・パスワード管理に関すること。
- (3) その他、この方針に定めのない公式 X 運用全般に関すること。

(情報配信者)

第 4 条 公式 X の適切な運用を図るため、広報担当職員及び富津市安全安心メールを配信する職員を公式 X の情報配信者（以下「情報配信者」という。）とする。

(配信時間)

第 5 条 公式 X の配信時間は、24 時間 365 日とする。ただし、運用管理については、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。

(遵守事項)

第 6 条 情報配信者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令及び服務に関する規程を遵守すること。
- (2) 公式 X を業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守及び、意思形成過程における情報の取扱いに留意すること。
- (4) 配信する情報を正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

(利用者の禁止事項)

第7条 運用管理者は、利用者による投稿を次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、予告なく、投稿の全部又は一部の削除その他の必要な措置をとることができる。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした行為又はこれらに類似した行為
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを害する行為
- (7) 公式 X と関わりのない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む。）
- (8) 成りすまし、虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する行為
- (10) 犯罪行為に結びつく内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (11) その他市が不適切であると判断した行為  
(メッセージ等への回答)

第8条 運用管理者は、利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(知的財産権の帰属)

第9条 掲載している記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、市又は市以外の正当な権利を有する者に帰属するが、出所を明記しての転載は可能とする。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではない。

(免責事項)

第10条 市は、公式 X の運用にあたり次の各号に掲げることについて責任を負わない。

- (1) 公式 X の掲載情報について細心の注意を払うが、情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証すること。
- (2) 利用者が公式 X の掲載情報を利用若しくは信用したこと又は利用できなかったことにより、利用者又は第三者が被った損害に関すること。
- (3) 公式 X に関連して利用者間、若しくは利用者と第三者間のトラブルが発

生した場合、利用者又は第三者に生じたいかなる損害に関する事。

(4) 公式 X に関連する事項に生じたいかなる損害に関する事。

(運用方法)

第 11 条 市は、公式 X の運用にあたり次の各号に掲げることができるものとする。

(1) 予告なく公式 X の掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止すること。

(2) この方針について予告なく変更すること。

(3) 投稿に係る著作権は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む。）権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなすこと。

(4) 公式 X の技術的な質問、システム状況等に関しては、一切回答しないこと。

(個人情報)

第 12 条 市は、公式 X を通じて個人情報を収集しない。

(その他)

第 13 条 この方針に定めるもののほか、新たに規定すべき事項、あるいは改定すべき事項が発生した時には、運用管理者がこれを定め、本方針を改定する。

附則

この方針は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。